

「授業目的公衆送信補償金制度」 の利用実績調査に関する研修会

教育・学修支援センター／教務課

2022.03.09

目次

授業目的公衆送信補償金制度とは	3
改正著作権法第35条の「運用指針」	4
利用実績調査とは	5
講師のご紹介	6

授業目的公衆送信補償金制度とは

授業目的公衆送信補償金制度は、2018年5月著作権法改正に伴い、2020年4月28日からICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても、「授業目的公衆送信補償金」を文化庁長官の指定する単一の団体、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」とする）に支払うことで無許諾で行うことが可能となった制度のことです。



2022年度、立命館大学は本補償金を支払います。

改正著作権法第35条の「運用指針」

SARTRASより、教育現場での著作物利用のガイドラインとなる

「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」が公表されました。

⇒ [（一社）法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）](#)

⇒ [改正著作権法第35条運用指針（2021年度版）](#)

※2022年度版はまだHPで公開されていないようです（2022/3/2時点）

第35条でいう許諾不要の「公衆送信」とは

- ・ 公衆送信 ≠ 公開
- ・ インターネット等を使って、授業目的で著作物の一部、または全部を教師一担当する児童生徒・学生間で送受信したりする行為（クラウド・サーバー・電子メール・LMS・ファックス等）

<例>

- ・ manaba+Rに掲載した資料
- ・ ZoomやPanoptoで提示した資料

<参考>

昨年度実施した「「授業目的公衆送信補償金制度」に関する説明会」のオンデマンド動画と資料は、教育開発推進機構HPに掲載していますので、[こちら](#)からご確認ください。

利用実績調査とは

本制度は、著作物の利用実績に応じて、指定管理団体（SARTRAS）より権利者に対して著作物の使用料が分配される仕組みであるため、教育機関における著作物の利用実績の調査（利用報告）に応じる必要があります。

調査方法は、期間（1か月間）を限定したサンプル方式で、調査前にSARTRASより該当月が指定されます。

○2022年度対象教育機関：立命館大学

対象機関	利用報告対象期間	報告締め切り
法学部	2022年4月	2022年5月31日
スポーツ健康科学部	2022年11月	2022年12月28日

○利用報告の入力について

報告が必要な例や、記入方法に関しては教育開発推進機構HPに掲載しています。また、記録用シートも同ページに掲載しています。上記対象教育機関においては学部からの指示がある場合は、そちらに従うようお願いいたします。

教育開発推進機構HPは [こちら](#)

講師のご紹介

< 講師 >

御名前：岩尾 一史先生
(いわお かずし)

御職位：龍谷大学文学部准教授
文学部教務主任



御名前：秦 昌宏様
(はた まさひろ)

御職位：龍谷大学文学部教務課長



龍谷大学・深津キャンパス



龍谷大学・大宮キャンパス

本日よりご説明頂く内容は、昨年度「授業目的公衆送信補償金制度」の利用実績調査をご経験された龍谷大学様の経験談ですので、一事例としてお聞きください。